

社会福祉法人等が行う社会福祉施設整備等の契約に関する指導実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、社会福祉法人等及び法人化されていない整備主体(以下「法人等」という。)が、相模原市から施設整備費又は設備整備費の助成を受けて当該法人等の施設又は設備を整備する場合の契約を適正に執行するために必要な事項を定めるものとする。

(指導対象)

第2条 この要綱による指導の対象は、法人等が、相模原市から助成を受けて当該法人等の施設又は設備を整備する場合の契約とする。

(契約締結方法)

第3条 法人等の契約締結方法は、原則として一般競争入札とする。この場合において、一般競争入札に条件を付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、一般競争入札に付することが適当でないと認められるときは、指名競争入札とすることができる。

(1) 予定価格が1,000万円未満のとき。

(2) 契約の性質又は目的が一般競争入札に適さないとき。

(3) 契約の性質又は目的により、競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき。

(4) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、一般競争入札又は指名競争入札に付することが適当でないと認められるときは、随意契約とすることができる。

(1) 請負その他の契約でその予定価格が別表1に定める区分に応じ同表右欄に定める上限額を超えないとき。

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。

(3) 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(4) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのあると

き。

(5) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

(6) 落札者が契約を締結しないとき。

4 前項第5号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

5 第3項第6号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

6 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(契約締結方法の決定)

第4条 法人等は、契約締結方法の決定に当たっては、理事会又は法人設立準備委員会等(以下「理事会等」という。)において、次の事項について議決を行うものとする。

(1) 契約締結方法

(2) 一般競争入札の場合には、公告事項、公告方法及び公告期日

(3) 指名競争入札の場合には、指名競争入札の理由及び入札参加候補者

(4) 随意契約の場合には、随意契約の理由及び見積徴収業者

(5) 予定価格の設定方法

(6) 入札予定日時、入札予定場所及び入札立会予定者

(7) 入札結果公表方法

2 法人等は、理事会等開催後、前項各号に掲げる事項についての議決内容を明記した議事録を作成するものとする。

(入札参加資格)

第5条 競争入札の参加者は、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第3条の3第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。ただし、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成8年4月1日施行)第2条第1項に基づく指名停止の措置期間中の業者は、参加資格がないものとする。

- 2 工事については、相模原市競争入札参加資格認定に係る主観的事項評価要綱(平成19年4月1日施行)第4条に規定する主観的事項として定める発注標準金額に対応する等級に格付けされた者とする。
- 3 一括発注の場合で、前項を適用する場合には、主たる工事を設計内訳より選び、格付等級は予定価格総額に基づき決定するものとする。
- 4 別表2に掲げる要件を満たす工事については、共同企業体についても参加できるものとする。

(指名競争入札参加者数)

第6条 指名競争入札の場合には、原則として3者以上の入札参加者数により入札を行うものとする。

- 2 工事及び設計・測量については、原則として別表3に定める入札参加者数により入札を行うものとする。ただし、工事等の種類、特殊性等から別表2の区分によりがたい場合は、この限りでない。

(入札参加候補者の報告)

第7条 法人等は、入札の参加候補者を入札参加候補者報告書(第1号様式)に記入し、入札実施前に市長に提出するものとする。

(入札立会者)

第8条 入札には次の者が立ち会うものとする。

入札実施者	入札立会者	人数
社会福祉法人等	監事	1名以上
	理事(理事長を除く。)	2名以上
	評議員	2名以上
法人設立準備委員会等	監事就任予定者	1名以上
	理事(理事長を除く。)就任予定者	2名以上
	評議員就任予定者	2名以上

- 2 次に掲げる者は、入札立会者から除くものとする。
 - (1) 入札参加者と親族関係又は利害関係にある者
 - (2) 入札執行者又は入札執行補助者と親族関係又は利害関係にある者
- 3 整備主体が株式会社である場合は、原則として、第1項中の「監事」を「監査役」に、「理事」を「取締役」に、「理事長」を「代表取締役」に、それぞれ読み替えるものとする。

(入札結果報告等)

第9条 法人等は、入札後、入札の結果及び契約内容を理事会等に報告するものとする。

2 法人等は、入札後、入札執行者及び前条に規定する入札立会者全員の氏名等を記載した入札結果報告書(第2号様式)を、速やかに市長に提出するものとする。

3 法人等は、随意契約後、執行者が自署した随意契約結果報告書(第3号様式)を、速やかに市長に提出するものとする。

4 法人等は、第2項及び前項の報告書の写しを速やかに公表し、公表開始日の属する年度の翌年度の末日まで、一般の閲覧に供するものとする。

(一括下請負契約の禁止)

第10条 法人等は、当該工事等の契約について、一括下請負契約の禁止を当該契約書中に定めるものとする。

(公表事項等)

第11条 市長は、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 施設整備に係る法人等の名称、代表者の氏名、事務所所在地、連絡先電話番号、施設名称、施設種別、定員、施設整備箇所、工事区分、内示状況

(2) 第9条第2項に規定する入札結果報告書の写し

(3) 第9条第3項に規定する随意契約結果報告書の写し

2 前項第2号及び第3号に掲げる事項の公表開始時期は、報告書を受領してから速やかに行うものとし、前項第1号に掲げる事項の公表開始時期については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 国庫補助事業の対象となる施設整備については、第1条に規定する助成に係る事務を行う課において実施する選考委員会等による審査が終了したのち、国庫補助協議施設名簿(第4号様式)により速やかに公表するものとする。

(2) 前号以外のものについては、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号)第5条第2項に規定する交付の決定の通知をしたのち、速やかに公表するものとする。

(公表方法)

第12条 前条に掲げる公表事項は、第1条に規定する助成に係る事務を行う課において一般の閲覧に供する。

2 閲覧に供する時間は、平日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午

後5時15分までとする。

(公表期間)

第13条 公表期間は、公表開始日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人等が行う社会福祉施設施設整備等の契約に関する指導実施要綱(平成15年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 社会福祉法人等が行う社会福祉施設施設整備等の契約に関する指導実施要綱(平成15年5月16日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区分	上限額
会計監査を受けない法人等	1, 0 0 0 万円
会計監査を受ける法人等 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せず に公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人等	法人等の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・ 建築工事：2 億円 ・ 建築技術・サービス：2 億円 ・ 物品等 3, 0 0 0 万円

別表 2 (第 5 条関係)

工事区分	予定価格総額
建築工事	5 億円以上
電気工事	1 億円以上
管工事	1 億円以上

別表 3 (第 6 条関係)

予定価格	入札参加者数
6, 0 0 0 万円以上	1 1 者以上
3, 0 0 0 万円以上 6, 0 0 0 万円未満	9 者以上
1, 0 0 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満	8 者以上
1, 0 0 0 万円未満	7 者以上